



# 宮 崎 県 公 報

令和5年2月24日(金曜日) 第384号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

○人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) 1

### 告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更……………(福祉保健課) 1
- 救急病院の認定……………(医療政策課) 2
- 保安林の指定……………(自然環境課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明について……………( ) 2
- 道路の区域の変更……………(道路保全課) 3

頁

- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………(砂防課) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………( ) 3
- 土砂災害警戒区域の指定……………( ) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………( ) 4
- 都市計画事業の変更の認可……………(都市計画課) 4
- 宅地建物取引士に対する聴聞……………(建築住宅課) 4

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出……………(商工政策課) 5
- 県営土地改良事業計画の変更……………(農村整備課) 5
- 公共測量の実施の通知……………(管理課) 6
- 都市計画の変更の案の縦覧(2件)……………(都市計画課) 6

### 県 議 会 告 示

- 宮崎県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示……………6

## 規 則

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮 崎 県 規 則 第 5 号

#### 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則(平成12年宮崎県規則第119号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1(第2条、第3条関係)			別表第1(第2条、第3条関係)		
第1 建築物			第1 建築物		
区分	公共的施設	特定公共的施設	区分	公共的施設	特定公共的施設
[略]			[略]		
2 文化施設	(1) [略] (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設	[略]	2 文化施設	(1) [略] (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設	[略]
	(3) [略]			(3) [略]	
[略]			[略]		
[略]			[略]		

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 告 示

### 宮 崎 県 告 示 第 149 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による

ものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
有限会社 二葉薬局	小林市真方13番地	二葉薬局 堤	小林市堤2795-15

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変更 年月日
変更前	変更後	
小林市堤2795番23	小林市堤2795-15	令和5年 1月8日

宮崎県告示第 150号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名称	所在地
えびの市立病院	えびの市大字原田3223番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年2月1日から令和8年1月31日まで

宮崎県告示第 151号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字荷田ノ尾98、宇伏原1220-2

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備

え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 152号

保安林の指定施業要件の変更（令和5年宮崎県告示第70号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市の市役所又は町の町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

(1) 串間市役所

井手タイ、井手伊之助、井手磯吉、井手喜一、井手喜代太、井手吉次郎、井手金次郎、井手修、井手秀人、井手昭一、井手半五郎、井手柳平、鶴木六郎、永坂熊吉、永坂孫助、永坂富重、永山清吉、永野九助、永野仁資、園田善吉、塩屋勘太郎、塩屋照幸、塩屋寅好、奥村太郎市、岡山常衛門、河野ムメ、河野一、河野新助、河野真弥、河野善次郎、河野太次郎、河野武夫、岩本茂、岩本榮、岩本刃松、岩満愛吉、岩満慶助、岩満丈吉、岩満他人、岩満寅三郎、岩満繁行、岩満万吉、岩満良士、岩崎岩己、吉田正純、吉田浅一、吉田猪之助、吉田徳之、魚本将秀、魚本陸男、橋口重利、金川直砥、結城昌蔵、原田八重子、佐藤正常、財津與太郎、坂元増吉、坂上有明、崎村英治、山下貢次郎、山下初次郎、山下常松、山下竹治、山下寅衛門、山下寅雄、山下平次郎、山下由幸、山下良公、山口富幸、山口矢五郎、山口萬次郎、山田熊吉、寺迫寸水、鹿児島無尽合資会社、春日今朝太郎、小田原仲太、松崎元一、松本松之助、松本洋、上村甚吉、上野嘉作、森口磯吉、森口満衛、神戸三郎、諏訪伊太郎、諏訪平衛門、水元兵作、杉元嘉太郎、清水初衛門、青木照幸、石野伊吉、川崎和雄、川崎尅経、川添藤吉、川添平次郎、川畑常憲、前田岩太、早瀬政衛門、村上義昭、大崎今朝次、大崎二介、大塚明、大畑芳太郎、谷口今朝六、谷口丈次郎、谷口吉六、谷川三次郎、谷川鎮水、竹下善衛門、中山兵次郎、中石吾八、中村スエ、中村テウ、中村久之丞、中村荒記、中村富雄、中鶴仲藏、中鶴仲藏、中島敏、長嶺ツル、田村武行、田中喜平次、田中儀、田中重隆、田中俊治、田中善助、田中倉吉、田中豊吉、田中又藏、土持志津衛、土肥仁一郎、東長吉、堂森恒文、堂森貞光、堂森貞次郎、堂森二介、日高嘉太郎、日高雅義、日高蔵吉、日高義光、日高猪吉、日高蔵吉、肥田幸一、服部新次、平島善平、平島陳吉、平野藤勝、牧角ケサノ、牧角新一、牧角新一、堀口寅松、本田磯二、本田常助、本田富藏、本田與太郎、榊田景行、蓑輪関太郎、門川盛光、門川盛平、門川貞十、門川利藤次、門村市作、野上國衛、野辺兎毛、野邊幾衛、野邊太郎吉、野邊萬助、柳田国幸、林浅善、林善吉、和田作今朝、吉松藤次郎、吉田平次郎、栢原友吉

(2) 美郷町役場

稲岡五郎、稲岡寅治、宇和田栄治、宇和田金治、宇和田源治、宇和田辰弥、宇和田美之吉、花田文弥、熊田丈吉、熊田武吉、広島通、甲斐丑五郎、甲斐今朝吉、甲斐常吉、甲斐徳治、佐藤伊勢松、佐藤廣吉、山田喜平、山田峯三郎、松田音吉、松田熊吉、松田勝藏、石田ツル、石田啓藏、石田春弥、泉田磯吉、泉田茂吉、梅田種吉、梅田政市、梅田猪之吉、梅田兵吉、米原和吉、廣島常吉

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和5年宮崎県告示第70号によること。

宮崎県告示第 153号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年2月24日から同年3月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
302	県道	高鍋美々津線	児湯郡川南町大字平田字通山6629番9地先から同郡同町同大字字鶴ヶ牟田3133番7地先まで	旧	9.0～14.4	252.6
				新	9.9～17.8	252.6

宮崎県告示第 154号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、平成19年宮崎県告示第 435号、平成20年宮崎県告示第64号、平成22年宮崎県告示第 106号、平成23年宮崎県告示第 339号、平成26年宮崎県告示第 328号、平成27年宮崎県告示第 501号、平成28年宮崎県告示第 340号、平成29年宮崎県告示第 209号、平成30年宮崎県告示第 424号、令和 2 年宮崎県告示第90号及び令和 3 年宮崎県告示第 968号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和5年2月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮 崎 市	長嶺身の崎	I - 1 - 0039	急傾斜地の崩壊
	年居 - 3	I - 1 - 0153	急傾斜地の崩壊
	信 成 町	I - 1 - 0163	急傾斜地の崩壊
	城 の 下	I - 1 - 2039	急傾斜地の崩壊
	星 叶	I - 1 - 3006	急傾斜地の崩壊

南方 1 - 1	I - 1 - 3009 - 1	急傾斜地の崩壊
南方 1 - 2	I - 1 - 3009 - 2	急傾斜地の崩壊
風 穴 - 2	I - 1 - 3035	急傾斜地の崩壊
平和ヶ丘東 - 新①	I - 2 - 0002 - 新①	急傾斜地の崩壊
松 小 路	I - 2 - 0023	急傾斜地の崩壊
山ノ城 3	II - 1 - 4207	急傾斜地の崩壊
大 畑 3	01 - 201 - 2 - 019	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 155号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 8 項の規定により、平成20年宮崎県告示第 971号、平成22年宮崎県告示第 109号、平成23年宮崎県告示第 340号、平成26年宮崎県告示第 329号、平成27年宮崎県告示第 502号、平成29年宮崎県告示第 210号、平成30年宮崎県告示第 425号、令和 2 年宮崎県告示第91号及び令和 3 年宮崎県告示第 971号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和5年2月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮 崎 市	長嶺身の崎	I - 1 - 0039	急傾斜地の崩壊
	年居 - 3	I - 1 - 0153	急傾斜地の崩壊
	信 成 町	I - 1 - 0163	急傾斜地の崩壊
	城 の 下	I - 1 - 2039	急傾斜地の崩壊
	星 叶	I - 1 - 3006	急傾斜地の崩壊
	風 穴 - 2	I - 1 - 3035	急傾斜地の崩壊
	平和ヶ丘東 - 新①	I - 2 - 0002 - 新①	急傾斜地の崩壊
	松 小 路	I - 2 - 0023	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 156号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和5年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮崎 市	長嶺身の崎	I-1-0039	急傾斜地の崩壊
	年居-3	I-1-0153	急傾斜地の崩壊
	信成町	I-1-0163	急傾斜地の崩壊
	城の下	I-1-2039	急傾斜地の崩壊
	星 叶	I-1-3006	急傾斜地の崩壊
	南方 1	I-1-3009	急傾斜地の崩壊
	風穴-2	I-1-3035	急傾斜地の崩壊
	平和ヶ丘東 -新①	I-2-0002-新①	急傾斜地の崩壊
	松小路	I-2-0023	急傾斜地の崩壊
	山ノ城 3	II-1-4207	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 157号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和5年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒 区域の渓流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮崎 市	長嶺身の崎	I-1-0039	急傾斜地の崩壊
	年居-3	I-1-0153	急傾斜地の崩壊
	信成町	I-1-0163	急傾斜地の崩壊

城 の 下	I-1-2039	急傾斜地の崩壊
星 叶	I-1-3006	急傾斜地の崩壊
南 方 1	I-1-3009	急傾斜地の崩壊
風 穴 - 2	I-1-3035	急傾斜地の崩壊
平和ヶ丘東 -新①	I-2-0002-新①	急傾斜地の崩壊
松 小 路	I-2-0023	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 158号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第1項の規定により、平成28年宮崎県告示第2836号による宮崎広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 施行者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宮崎広域都市計画道路事業 3・3・8号宮崎駅東通線  
宮崎広域都市計画道路事業 3・4・9号吉村通線
- 3 事業施行期間  
平成28年10月11日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
なし

**宮崎県告示第 159号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）第68条第2項の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和5年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 日時 令和5年3月10日 午前10時
- 2 場所 宮崎市橘通東1丁目9番18号 宮崎県防災庁舎7階 県土整備部会議室
- 3 被聴聞者
  - (1) 氏名 山口 佳代子
  - (2) 住所 宮崎市本郷3丁目18番8号
  - (3) 登録番号 宮崎県知事第3492号
  - (4) 登録年月日 平成5年8月25日

なお、行政手続法（平成5年法律第88号）第17条第1項に規定する関係人が聴聞に参加しようとするときは、知事の所管に属する不利益処分に係る聴聞に関する規則（平成6年宮崎県規則第41号）第

4条第1項の規定により、聴聞の期日の5日前までに、聴聞参加許  
可申請書を宮崎県国土整備部建築住宅課に提出しなければならない  
。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規  
定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出  
書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活  
環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日  
から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和5年2月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
宮崎ナナイロ  
宮崎市橋通西3丁目10番32号 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法  
人によっては代表者の氏名  
株式会社橋百貨店 代表取締役 平田一馬  
宮崎市橋通西3丁目10番32号
- 変更した事項
  - 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前) ボンベルタ橋  
宮崎市橋通西3丁目10番32号 外  
(変更後) 宮崎ナナイロ  
宮崎市橋通西3丁目10番32号 外
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び  
住所並びに法人によっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社橋百貨店 代表取締役 君島諭  
宮崎市橋通西3丁目10番32号  
株式会社テヅカ 代表取締役 手塚剛一  
宮崎市港東1丁目7番1号  
株式会社エンドレス 代表取締役 蕭易風  
東京都台東区柳橋1丁目20番1号  
株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二  
広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号  
一般社団法人みやPEC推進機構 理事長 戸敷  
正  
宮崎市橋通東1丁目14番20号  
船ヶ山新一  
宮崎市松橋2丁目6番20号  
(変更後) 株式会社橋百貨店 代表取締役 平田一馬  
宮崎市橋通西3丁目10番32号  
株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二  
広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号  
R a m f f y s 株式会社 代表取締役 後藤聡  
鹿児島県鹿児島市西佐多町57番地  
有限会社にしき堂 取締役 佐々木真司  
日向市上町13番2号  
株式会社押川春月堂本店 代表取締役 押川洋史  
児湯郡川南町大字川南 13675-24  
株式会社ラ・クープ 代表取締役 高橋益伸  
東京都渋谷区千駄ヶ谷3-16-12 F M G ビル

株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤房朝  
熊本県熊本市中央区水前寺6-1-38  
株式会社NH C 代表取締役 鈴木貞男  
愛知県名古屋市中村区名駅2-35-22  
株式会社KAOMISE FAMILY 代表取  
締役 中川貴  
都城市蓑原町1880-1

- 変更の年月日  
店舗名の変更 令和2年11月13日  
小売業者の代表者変更 令和3年9月29日  
小売業者変更 令和4年10月22日
- 変更する理由  
(1) 正式名称が決定したため  
(2) 小売業を行う者及び代表者に変更が生じたため
- 届出年月日  
令和5年2月7日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課  
、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城  
県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務  
事務所総務商工センター  
(2) 期間  
令和5年2月24日から令和5年6月26日まで
- 意見書の提出先及び期間  
(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課  
(2) 期間  
令和5年2月24日から令和5年6月26日まで
- 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地  
域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも  
に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売  
店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により  
、被川第1地区県営土地改良事業（高原町、農地中間管理機構関連  
農地整備事業）に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
令和5年2月24日から令和5年3月27日まで
- 縦覧場所  
高原町役場農畜産振興課内
- その他  
この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変  
更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の  
翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をす  
ることができる。  
また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、こ  
の計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月

以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県森林経営課長から次のとおり通知があった。

令和5年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（空中写真測量）
- 2 作業地域  
宮崎県宮崎市、国富町、綾町、えびの市
- 3 作業期間  
令和4年12月7日から令和5年3月27日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和5年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及びその名称
  - (1) 種類  
宮崎広域都市計画道路
  - (2) 名称  
3・4・10号佐土原広瀬通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
宮崎市佐土原町下田島字伊勢ん及び字宮本の各一部  
宮崎市佐土原町下田島字札辻ノ一、字奈良木、字札辻ノ二、字上ノ原、字原、字平松、字命ヶ島ノ三、字山口、字山口ノ一、字江川崎、字大山下、字桂山、字明石、字境目、字広瀬川四

番及び字河添並びに同市佐土原町下那珂字塩田、字竹ヶ島、字前田、字用ノ代、字永田及び字仁王作の各全部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課及び宮崎市佐土原総合支所農林建設課

(2) 期間

令和5年2月24日から令和5年3月10日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和5年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

宮崎広域都市計画道路

(2) 名称

3・4・8号佐土原東通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

宮崎市佐土原町下田島字明石、字広瀬川壱番、字広瀬川四番、字境目及び字河添並びに同市佐土原町下那珂字塩田、字竹ヶ島、字前田、字用ノ代、字永田及び字仁王作の各一部

(2) 削除する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課及び宮崎市佐土原総合支所農林建設課

(2) 期間

令和5年2月24日から令和5年3月10日まで

県議会告示

宮崎県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和5年2月24日

宮崎県議会議長 中野一則

宮崎県議会告示第1号

宮崎県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県議会事務局の組織等に関する規程（昭和25年議会事務局規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第9条関係）	別表第1（第9条関係）
局長専決事項	局長専決事項
1～6 [略]	1～6 [略]
7 宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定、通知及び意見聴取に関すること。	7 宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年宮崎県条例第48号）に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定、通知及び意見聴取

8 [略]	に関する事 こと。
別表第 2（第 9 条関係）	別表第 2（第 9 条関係）
課長専決事項	課長専決事項
1～4 [略] 5 宮崎県個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定、通知及び意見聴取に関する事（軽易なものに限る。）。	1～4 [略] 5 宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定、通知及び意見聴取に関する事（軽易なものに限る。）。
附 則	
この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。	

--	--